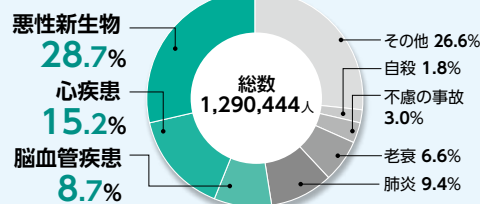


地銀協3大疾病団信制度

3大疾病保障特約付団体信用生命保険

万が一の原因の半分以上が
3大疾病です。

■主な死因別死亡数の割合



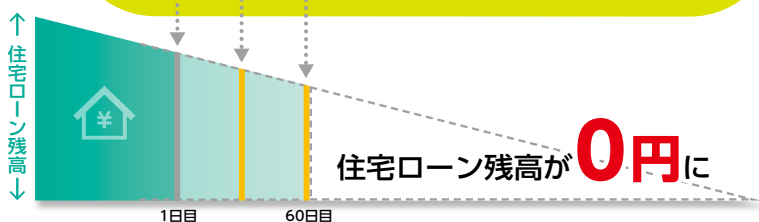
厚生労働省「平成27年 人口動態統計(確定数)の概況」
※三大疾病(悪性新生物・脳血管疾患・心疾患)は、弊社が保障対象としている疾病と全く同一ではありません

[万が一への備え]に加え、日本国民の主な死因である「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」に対しても保障します。

脳卒中・急性心筋こうそくで

- ①所定の手術を受けたら または
- ②所定の状態が60日以上継続したら

「脳卒中」または「急性心筋こうそく」を発病し、
①その治療を直接の目的として手術を受けた、
または②所定の状態が60日以上継続

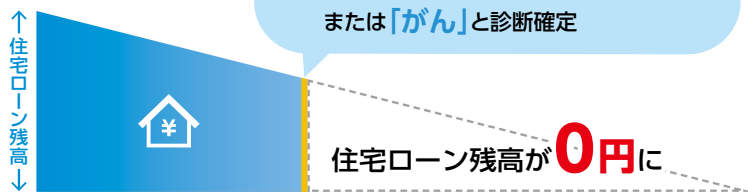


住宅ローン残高が

0円に。

死亡または所定の高度障害状態 に該当 または **がん** と診断確定された場合

「死亡」、「高度障害状態」に該当、
または「がん」と診断確定



住宅ローン残高が

0円に。

ご加入について

- ① 加入対象者 新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、地銀協3大疾病団信制度にはご加入いただけません。▶がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- ② 加入手続き 「申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります(診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただけます)。※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承願います。

一般社団法人全国地方銀行協会 3大疾病団信制度の概要

保険名称		3大疾病保障特約付団体信用生命保険							
この保険の特徴		この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行(以下、銀行といいます)を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。							
お支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき。							
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき。							
	3大疾病保険金	悪性新生物	<p>保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ● 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき <p>※悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p>						
		急性心筋こうそく	<p>保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ● 所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき 						
	脳卒中	<p>保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ● 所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき 							
保険金額		債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」および「地銀協ダブルサポート団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」および「地銀協ダブルサポート団信制度」間では通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。							
保険金が支払われない場合		<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>保険金をお支払いできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 死亡保険金 ● 高度障害保険金 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 3大疾病保険金 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合 (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき </td> </tr> </tbody> </table>		名称	保険金をお支払いできない場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡保険金 ● 高度障害保険金 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3大疾病保険金 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合 (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき
名称	保険金をお支払いできない場合								
<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡保険金 ● 高度障害保険金 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき 								
<ul style="list-style-type: none"> ● 3大疾病保険金 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合 (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき 								
保障開始日		融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。							
この契約からの脱退事由		<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・ 融資について期限の利益を失ったとき ・ 保険金の支払事由に該当したとき ・ 所定の年齢に達したとき 							

<ご注意> この「一般社団法人全国地方銀行協会3大疾病団信制度の概要」は、3大疾病保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください